

広報家畜衛生

令和6年4月8日発行

○徳島家畜保健衛生所

〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94

TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938

○阿南支所

〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46

TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

ごあいさつ

所長 小倉 朋和

日頃より、畜産農家の皆様また関係者の皆様におかれましては、家畜保健衛生業務の推進に、ご理解とご協力を頂き、厚く御礼を申し上げます。

この度の定期異動により、新たなメンバーでスタートすることとなりました。不慣れな点もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

さて、畜産の情勢は、円安、ウクライナ情勢等による飼料、燃料、肥料など生産コストの上昇により先行きが見通せない状況が続いています。物価の上昇が消費者の購買意欲を低下させている中、他力本願ではありますが、新型コロナの5類移行と円安の恩恵を受けたインバウンドによる観光、外食需要の回復が契機となって畜産業界が上向くことを期待しています。

家畜伝染病では、高病原性鳥インフルエンザが4シーズン連続、隣県の香川県を含む9県10事例が確認され、79.3万羽が殺処分されました。豚熱では、佐賀県の農場で発生があり、九州全域でワクチン接種が開始、野生イノシシのサーベイランスも強化されました。当所の検査では、徳島のイノシシの感染率は、令和3年は0%だったものが令和5年には10.8%に上昇しており、急速に県下全域にウイルスが広がったと推察されます。持ち込まれる検体数も少なくなっているため、山中で死亡するイノシシも増えているのではと思われます。養豚農家さんにおかれましては、今後も野生鳥獣の侵入防止など飼養衛生管理基準の遵守と適切なワクチン接種にご留意ください。アフリカ豚熱については、隣国の韓国では野生イノシシの発生が継続しており、日本と50kmしか離れていない釜山でも確認されています。アフリカ豚熱は、有効なワクチンがなく、致死率はほぼ100%と最も警戒すべき伝染病です。

家畜保健衛生所では、これら伝染病の発生に備えるため、防疫演習、防疫資材の確保、関係部局との研修会を開催しております。生産者の方々におかれましても家畜防疫の一翼を担っていただくため、「発生させない。持ち込ませない。」を合い言葉に衛生管理の徹底をお願いします。

末尾になりますが、今年度末に県南の家畜防疫、振興業務の拠点となる阿南支所の新庁舎が完成予定となっています。職員一同、志を新たに業務に邁進する所存でありますので、なお一層のご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

徳島家畜保健衛生所の組織及び職員構成

【本所】

〔管轄区域〕

徳島市、鳴門市
小松島市
勝浦町、上勝町
佐那河内村、神山町
松茂町、北島町
藍住町、板野町

所 長

小倉 朋和

次 長

谷 史雄

衛生防疫担当

係 長 山本 亮平
(畜産振興課より転入)

庶務

主 査 田村 知美

衛生・防疫

係 長 中下 弘子
主 任 横山 卓矢
主任主事 小原 彩子
(西部家畜保健衛生所より転入)
主 事 下田 真暉

会計年度任用職員
獣医師 岩佐 隆範

病性鑑定担当 (BSE検査・細菌)

課 長 鈴木 幹一郎

病理・生化学・ウイルス

主 任 井口 陽香
主 事 笠原 利気

会計年度任用職員
獣医師 安藝 秀実

阿南支所

支所長 山田 みちる

主 任 可児 宏章
(畜産研究課より転入)
主任主事 山口 貴大

会計年度任用職員
獣医師 森 直樹
一 般 青木 和恵

○転出者及び転出先

(主 任) 飯塚 悟 畜産研究課 (養豚担当 主任)

○退職者

(課 長) 大久保 喜美

(主任主事) 高田 大賀

(会計年度任用職員・獣医師) 東條 秀徳

当所からのお知らせ

1 家畜伝染病予防事業

①ヨーネ病検査（家畜伝染病予防法第5条）

酪農家における今年度のヨーネ病検査実施区域は、徳島市及び名西郡です。

繁殖肉牛を飼養している農家では、5年に1回のヨーネ病検査を実施しています。今年度の対象農家の皆さまには、当所から個別に連絡させていただきます。

②牛伝染性リンパ腫（牛白血病）検査

ヨーネ病検査を実施する場合、余剰血清を利用して牛伝染性リンパ腫の検査も行います。

牛伝染性リンパ腫について個別に検査を希望される方は当所までご連絡ください。

③牛の異常産（アカバネ病等アルボウイルス）の発生予察

管内の酪農家もしくは肉用牛飼養農家の方にご協力をお願いし、検査を実施する予定です。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

④鳥インフルエンザの浸潤状況調査

定点モニタリング：毎月1回、管内の採卵鶏農家で検査を行っています。

強化モニタリング：年1回、10月以降に管内全戸の採卵鶏農家で検査を行っています。

2 定期報告書

定期報告書（令和6年2月1日時点のもの）を未提出の方は、早急にご提出をお願いします。

3 畜産バイオマス利活用推進事業

家畜に給与する飲用水の有機物汚染状況や堆肥の成分分析を行います。検査を希望される方は、当所までご連絡ください。

4 動物用医薬品適正指導事業

動物用医薬品等の流通・使用の適正化を図るために、動物用医薬品販売関係業者・動物の診療施設・畜産農家等への立入検査を行っています。

5 病性鑑定事業

「ウイルス・細菌・病理・生化学」の4部門で総合的に判断し、感染症及び各種疾病の早期診断を行っています。

6 牛海綿状脳症検査事業

牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法に基づき、死亡牛のBSE検査を行っています。

※令和5年度は県全体で64頭のBSE検査を実施し、全て陰性でした。

7 家畜改良総合対策推進事業

受精卵に関する家畜改良情報及び受精卵移植技術を提供しています。

一方で、和牛の精液・受精卵の不適切な流通を防止するため、家畜人工授精所等に対して、立入指導を行っています。

伝染病予防のため、 適切な飼養衛生管理を実施してください

- **異常家畜の早期発見、早期通報をお願いします。**
日常の健康観察を徹底し、家畜伝染病を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、**直ちに通報**してください。

<連絡先>

徳島家畜保健衛生所 088-631-8950

阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています。

- 農場出入口・畜舎周辺の消毒の徹底に努めてください。
- 中国や韓国など、家畜伝染病発生国からの人や物の流通に留意してください。
- 農場に出入りする人や車両の消毒をお願いします。
- 衛生管理区域内に野生動物が侵入しないよう、御注意ください。
- 家畜の死体を保管する場合には保管庫等を設置し、野生動物の侵入を防止してください。
- 当所からの広報等、情報の収集に努めてください。

死亡家畜の処理は適正に行いましょう

家畜の死体については、「廃掃法」と「化製場法」に基づいて、専門の業者に運搬・処理を依頼してください。

- **廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律**
 - ・動物の死体は、産業廃棄物にあたります【第二条】
 - ・事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません【第三条】
 - ・廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています【第十六条】
- **化製場法：化製場等に関する法律**
 - ・死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う事は禁止されています【第二条】



たい肥の散布方法に注意しましょう！

たい肥の散布は、農作物の健全な生育に重要な作業である一方、「悪臭」が苦情の原因となっています。

- **たい肥を使用する際には、次の点に注意してください。**
 - ・できるだけ完熟したものを使用する。
 - ・農地に搬入したたい肥は速やかに鋤き込む。
 - ・耕種農家へたい肥を販売・譲渡する場合も、速やかに鋤き込むよう促す。

過剰なたい肥散布はやめましょう！

